

医師臨床研修（地域保健研修）受託費徴収要綱

（目的）

第1条 この要綱は、医師臨床研修（地域保健研修）実施要綱第7条第1項及び第2項の規定に基づき、研修実施病院から徴収する研修受託費について、必要な事項を定める。

（研修受託費の額）

第2条 研修医1人1日当たりの研修受託費の額（取引にかかる消費税を含む。）は、下表のとおりとする。なお、地域種別については、「医師臨床研修費補助事業の実施にあたっての取扱について（令和5年3月29日厚生労働省医政局医事課長通知）」と同様の取扱とする。

地域種別	金額 (知事により二次又は三次救急病院に認定されている病院の場合)
1・2種地域	3,150円（3,175円）
3種地域	2,600円（2,625円）
4種地域	2,350円（2,375円）
5種地域	2,100円（2,125円）

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。